

# 一般質問通告書

東村山市議会会議規則第 62 条第 2 項に基づき、下記の通り一般質問の通告をする。

2017 年 8 月 22 日

質問者 5 朝木 直子

東村山市議会議長殿

NO. 1

## 1 多摩湖寿会で発生した元公明党市議による横領事件について

6 月議会での本件に関する一般質問で、当市担当所管は、多摩湖寿会の元会計担当者（元公明党市議）から、帳簿上、明らかに横領が疑われる項目については、具体的な聞き取りを行っていないことが明らかとなった。

4 年間にも渡って不正会計が見逃された原因は、このような公金に対する意識の低さであると思われるので、当市所管の調査および公金に対する意識がどのようなものなのかを伺いたい。

### 1. 多摩湖寿会と当市所管との補助金返還に関わる協議の進捗状況について伺う。

- (1) 多摩湖寿会との具体的な協議は進んでいないと聞くが、本件に関する所管の考え方を伺う。
- (2) 多摩湖寿会との「協議」は具体的にどのような内容を予定しているのか伺う。
- (3) 6 月議会での答弁によると、返還金額は算出しているものの、その根拠については会計を単独で担当した「元会計担当者」に、何ら確認していないことが明らかとなった。  
「捜査権がない」などという的外れが答弁に終始していたが、横領事件の「捜査」ではなく、公金の不正支出に関する「調査」であること、また公金から補助を受けている会計であることから、この元会計担当者は「調査」に協力する義務はあると思われるが、所管の見解を伺う。

### 2. 不当に支出された補助金が未だに返還されていないことについて。

- (1) 昨年 1 2 月議会で答弁のあった返還金 4 9 万 7 6 8 円について、返還されるべき補助金として判断した項目ごとの根拠を伺う。  
これまでの答弁では、元会計へのヒアリング内容と補助対象外（不正）と判断した根拠の基準が不透明であるので、この点詳細に伺う。  
（サークル二重計上の H 2 5 年度～ 2 7 年度分の帳簿記載とヒアリング内容との齟齬、同額の領収書とレシート、文房具セット等）
- (2) また、過年度分まで遡及して返還を求める事態となっているが、6 月議会の答弁では、不正会計によって抜いた金は「元会計が現金として保管していた」と確認し

ている。

返還金の請求先は形式的には「多摩湖寿会」になるが、元会計に多額の横領をされた上に、市からの返還請求があった場合、これを多摩湖寿会、つまり実際には高齢者である会員が負担することになるが、所管の見解を伺いたい。多摩湖寿会から横領した金のうち、返金されている一部金以外は、まだ元会計が所持していると思われるのに、なぜ元会計に請求しないのか。この点市長にも伺いたい。

(3) 昨年6月に元市議による不正会計が発覚し、当市所管も調査した結果公金が不正に支出されていたことは昨年12月議会で答弁があったが、実際に不正支出(返還金)を確認したのはいつか。確認した日から今日までの日数を伺う。

(4) 今後、この問題をどう処理するつもりか。6月議会で、本件不正会計により市長は減給となったが、この多摩湖寿会の横領問題については、何ひとつ解決していないが、この点市長はどういう見解か。

以上について、総括的に伺う。

## 2 シルバー人材センターの運営について

### 1. 東村山シルバー人材センターの組織および運営について

- (1) 発注者と事務局、会員(高齢者)との関係を伺う。
- (2) 事業内容を伺う。高齢者が就労するのに適切か否かの判断は誰が行い、また事故などが起きた際の責任の所在を伺う。
- (3) 各職種それぞれの勤務内容と報酬(時給)を伺う。
- (4) 「配分金」という考え方を伺う。
- (5) 各職種の人数、および勤務時間を伺う。
- (6) 会員の就労条件(体制)などは、どの法に準じているのか、伺う。
- (7) これまでに会員の事故等はないか。あれば件数と内容を伺う。
- (8) 会員からの要望の現状どのようなものがあるか、伺う。

以上につき、総括的に伺う。